

◎新潟県告示第347号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 解除に係る保安林の所在場所

新潟県村上市勝木字カウマ13の4・39の6・44の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字小田270、271の2、272、273の2、276の2、311の3、311の4、313の2、313の3、315の3、315の4、318の2、318の3、319の1、319の2、321の2、321の3、321の5、334、335の1、335の2、336の1、336の2、340の1、340の2、352の2から352の4まで、碁石字次郎林193の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）